

**憲法しんぶん 速報版**  
発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)  
Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2023年10月10日(火)  
NO. 1416号  
本号3頁

憲法会議 2023年拡大常任幹事会を開催

〈報告 NO. 3〉

## 58年間戦い続けて来た憲法会議、

## たたかいの正念場の今秋、全力で奮闘し合おう!!

討論の後、休憩をとり、担当常任委員会を開催し、「まとめ」についてのご意見をいただき、それをもとに、高橋信一事務局長が討論のまとめを行いました。

### 〈討論のまとめ〉

参加者は、16 地方憲法会議 16 人、16 参加団体 21 人、その他本部役員等で合計 46 人でした。

①はじめに、このように参加者が例年より多かったのは、秋のたたかいが極めて重要だと多くの憲法会議・参加団体がとらえているからではないか。そして、各地から改憲阻止の豊かなたたかいが報告され、国会解散・総選挙、臨時国会、軍拡・改憲等の情勢を共有し、秋の重要なたたかいについてしっかりと意思統一ができたのではないか。

②討論の中で、埼玉から「岸田政権は何をやっても支持が上らないのは、国民が岸田を信用していないからでないか」との発言がありましたが、改憲阻止とともにインボイス・保険証廃止等でもしっかり訴え、対話してたたかって来たからではないか。政治を憲法も含めて語っていくことが重要。新潟から「大軍拡問題がなかなか市民の中に入っていない」との話がありました。民青からは対話する中で相手が変わることが分かる」との報告がありましたが、諦めず政治を語り、対話していくことが何よりも大事であると指摘されたのではないのでしょうか。

③総選挙に向けて市民の共同、市民と野党の共闘を再構築していくことの重要性が、各地から具体的な取り組みの報告とともに語られました。埼玉からは埼玉弁護士会と保険医協会共催で、それに土建、社保協、保団連の協力のもとで、保険証廃止問題での連続学習会が開催される、との新しい共同のとりくみが報告されました。このような新たな共同・共闘のとりくみも含めて、共闘の再構築に努力して、いつ総選挙になってもたたかえるように準備を進めたいと思います。

④開会のあいさつで小林代表委員から、「憲法審査会の内容がほとんど伝わっていないのではないかと、詳しく知らせて行くことが重要だ」と指摘がありました。埼玉から憲法審査会の状況を学び、臨時国会から傍聴者を組織することを決めたとの報告がありましたが、地方でもインターネットでの同時中継で傍聴できます。このことがあまり知られていないので、広めていきたいと思います。そのような傍聴・監視活動で、中身を知り、時には学習会も開催し伝え、広めていきましょう。

⑤なぜ今、改憲なのかを改めて確認しつつ、たたかって行くことも必要ではないのでしょうか。議案では、「9条改憲への米国から要求が強まっています。集団的自衛権行使容認と敵基地攻撃能力保有という9条蹂躪の暴挙が進められてきましたが、なお9条は平和を守る大きな力を発揮し、全面的な集団的自衛権行使も、海外派兵もできないと政府が言わざるを得ない状態です。対米従属のもとでの戦争国家づくりのあらゆる制約を取り払おうとするのが9条改憲であり、絶対に許すわけには行きません」と書いています。互いに改憲阻止のたたかいの重要性を確認し合い、奮闘しましょう。

⑥憲法会議の活動の中心にあるのが「憲法学習」です。宮城では県内の憲法学習会の講師活動を進めておられ、毎月数件の学習会に講師を派遣しています。高知では憲法出前講座、鳥取では毎月「月刊憲法運動の読書会」を開催しています。月刊憲法運動、憲法パンフレット等を活用し、学習活動を強めましょう。

⑦開会あいさつで小林代表委員から、「憲法しんぶんが読みづらい」との指摘がありましたが、今月号から書体を変え、字数も1行13字を12字に、行数も45から42に変えてあります。様々なご意見をいただいていますので、しっかり受け止め、さらに読みやすい憲法しんぶんを作成して行きたいと思います。

最後に、極めて重要な今秋のたたかいとなります、お互い力を合わせて全力で奮闘し合ひましょう。

#### 〈議案等採択〉

まとめのあと、拡大幹事会への提案議案と、議論のまとめについて採択が行われ、参加者全員の拍手で採択されました。

#### 〈閉会あいさつ〉

石山久男代表幹事が閉会あいさつを行いました。

この秋、大変危険な情勢ですが、一方でこの際岸田内閣を葬り去ることを実現させることが可能な情勢でもあります。そのような重大な情勢のもと、多数の皆さんに参加していただき、情報交換・意見交換ができ、大きく成功しました。

総選挙に向けた共闘のとりくみとともに、たとえば、保険証廃止・マイナンバー導入に対するたたかいなど、分野課題別の共闘の重要性も指摘されました。私が参加する「子育て9条の会」が先日全国会議を開催しましたが、安保3文書の閣議決定で教育の分野でも様々な問題がでており、何とかしたいと、多数のみなさんが参加しました。そのような分野課題別の共闘も大事にしなければなりません。地域・県単位での共闘、さらにもっと小さな共闘など、全国的な共同・共闘とともに両方の共闘を再構築して行きましょう。

最後に、憲法会議として、憲法が生きており、それを絶対つぶしてならないことを活動の中心に据えて、憲法を守り、いかす重要性を多くの人々に伝え、重要な今秋のたたかいに奮闘し合ひましょう。

## **「九条の会大集会一大軍拡反対！憲法改悪を止めよう」が開催され、平日の夜、1200人参加**

九条の会は10月5日、午後7時から9時半まで、東京の中野の「なかのZEROホール」で「九条の会大集会一大軍拡反対！憲法改悪を止めよう」を開催し、1200人が参加しました。

冒頭、九条の会呼びかけ人の澤地久枝さんがあいさつ。澤地さんは「九条の会の呼びかけ人の一人です。今年、大江健三郎さんが亡くなって、私一人が残っています」と語り出し、「今日本中にある『九条の会』が、最後の砦のように日本国憲法を守り、特に9条を守っています。憲法をないがしろにした事態は次々と進んでいますけど、まだに日本国憲法は生きています。日本を戦争をしない、戦争と言う手段を一切捨てることと決めている。この精神を守ろうという私たちは、岸田政権に対して『あなたのやっていることは間違っている』と表明していく必要があると思います」と語られました。

前法政大学総長の田中優子さん、市民連合運営委員・上智大学教授の中野晃一さんが講演されました。田中さんは1月につくった「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」の話から、「戦前、女



性は参政権を持っていませんでした。戦争に反対する女性は、それを表明することがほとんどできなかった。でも、いまはできるんです。そのことを私たちは自覚しました」と語りました。そして、「自民党憲法改正草案は戦前の価値観で、岸信介さんのような戦犯だった人たちが戦後に残してきたものです。それをそのままにしているのか。勉強して、それぞれの立場で言葉にしていきましょう。周りの人に言うだけで、家族のなかでその話をするだけで違うんです。皆さんと一緒に戦争を阻止しようと思います」と語られました。

## **旧統一教会の解散請求へ 文科省、10月12日にも審議会**

旧統一協会(世界平和統一家庭連合)をめぐって政府内で解散命令請求に向けた調整が進むなか、文部科学省が、10月12日にも有識者らでつくる宗教法人審議会を開く方向で検討していると報じられています。同審議会の意見を聞いたうえで請求に踏み切る方針とのことです。

文科省はこれまで、宗教法人法に基づき「報告徴収・質問権」を教団に行使する際や、質問権に基づく調査への回答が不十分だったとして教団に行政罰の「過料」を科すよう東京地裁に求めた際も、事前に同審議会の意見を聞いています。解散命令請求にあたっては同様に意見を聞く必要があると判断したとみられます。

教団の活動について文科省は、昨年からの調査で積み上げた証拠に照らし、素性を隠し不安をあおるなどの組織的勧誘が広く、継続して行われ、悪質と判断。宗教法人法に基づき裁判所が解散命令を出すことができる「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」ケースに該当すると判断したようです。政府内では現在、解散命令請求の時期についての調整が進められています。

過去に、「法令違反」を理由とする解散命令が確定したのは、地下鉄サリン事件などを起こしたオウム真理教と、霊視商法詐欺事件で幹部らが摘発された明覚寺の2例のみです。いずれも最高幹部が立件され、組織的な刑事事件として訴追された事例です。

一方、旧統一教会をめぐってはそうした刑事事件はなく、文科省が解散命令を請求した場合、教団側は全面的に争うとみられます。

解散命令を出すべきかをめぐる審理は非公開で行われ、双方の主張を聞いたうえで裁判所が決定を出すことになります。当事者の双方は不服があれば、高裁、最高裁へと抗告できるとなっています。解散命令が確定すれば、宗教法人という法人格を失って税制優遇がなくなるが、任意団体として宗教活動を続けることはできることになります。

### **投稿**

幼子におしえられました。

佐賀県唐津市 長崎屋悦子(田中)さん

あらそってから  
仲なおりを  
考えるより  
はじめから  
仲良くすることを  
考えよう



我が家近くの公園にて、6歳小学校1年生男児に憲法九条の説明をしたら、こんな言葉が来ました。まさに、外交とはこういうことだと思いました。

幼子におしえられました。